

監第778号

平成24年10月11日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長
(公印省略)

建設業法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

このことについて、社会保険の未加入対策の一環として別添のとおり建設業法
施行規則の一部が改正されました。

ついては、貴構成団体等に対し周知いただきますようお願いいたします。

担当：監理課建設業班 森山
電話：096-333-2485(直通)

建設業界の社会保険未加入対策として **建設業法施行規則の一部が改正されました**

建設労働者の処遇を向上し建設産業を魅力ある職場にするため、行政・元請企業・下請企業など関係者が一体となって保険加入徹底に向けた取組みを行います。

1 建設業許可申請書に保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

【平成 24 年 11 月 1 日から実施】

建設業許可申請時(業種追加、更新を含む。)に、保険加入状況について記載した書面を提出いただき、保険加入の確認、指導等を行います。

また、保険未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後に加入状況の報告を求めます。指導後も保険に加入しない場合には、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)に企業名を通報します。

新たに添付が必要となる書類

◆様式第 20 号の 3 健康保険等の加入状況

健康保険等の加入状況の確認方法

◆「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入を確認するため、次の①又は②を確認します。

(いずれも申請時の直近のものであること)

- ① 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に関する領収証書
- ② 健康保険及び厚生年金保険の納入証明書(原本)

◆「雇用保険」の加入を確認するため、次の①又は②を確認します。

(いずれも申請時の直近のものであること)

- ① 労働保険概算・確定保険料申告書の控え又は保険料の領収済通知書
- ② 雇用保険料納入証明書(原本)

適用事業所

◆「健康保険」及び「厚生年金保険」

- ・法人の事業所
- ・個人経営で常時 5 人以上の労働者を使用する事業所

※全国土木建築国民健康保険組合等(いわゆる「建設国保」)の国民健康保険に加入している場合の健康保険は、適用除外となります。

◆「雇用保険」

- ・労働者を 1 人以上雇用する事業所

2 経営事項審査における保険未加入企業の減点措置が拡大されました

【平成 24 年 7 月 1 日から実施中】

経営事項審査の社会性等(労働福祉の状況)に係る項目及び審査基準が次のとおり見直されました。

〈改正項目等〉

- ・ 評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」が、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分されました。
- ・ 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目が、未加入の場合それぞれ 40 点の減点となりました。(3つの保険に未加入の場合、従来は 60 点減点でしたが、120 点の減点となっています。)

また、平成 24 年 11 月 1 日から、保険未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後に加入状況の報告を求めます。指導後も保険に加入しない場合には、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)に企業名を通報します。

3 施工体制台帳等に保険加入状況の記載が必要となります。

【平成 24 年 11 月 1 日から実施】

施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。

様式等については、国土交通省のホームページから「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を御参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/000216921.pdf>

建設業許可、経営事項審査に関する問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5

※雇用保険に関する質問・相談は、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

※健康保険及び厚生年金保険に関する質問・相談は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

建設業許可申請に必要な様式(熊本県知事許可)

H24. 11. 1以降

| 様式番号 | 名称 | 新規 | 許可換え新規 | 般特新規 | 業種追加 | 更新 | 般特新規+業種追加 | 般特新規+更新 | 業種追加+更新 | 般特新規+業種追加+更新 |
|---------|---|---|--------|------|------|-----|-----------|---------|---------|--------------|
| — | 表紙 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第1号 | 建設業許可申請書 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 別紙1 | 役員の一覧表 ※注1 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 別紙2(1) | 営業所一覧表(新規許可等) | ● | ● | ● | ● | — | ● | ● | ● | ● |
| 別紙2(2) | 営業所一覧表(更新) | — | — | — | — | ● | — | ● | ● | ● |
| 別紙3 | 収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2号 | 工事経歴書 | ● | ※注2 | ● | ● | × | ● | ※注3 | | |
| 第3号 | 直前3年の各事業年度における工事施工金額 | ● | ● | ● | ● | × | ● | ● | ● | ● |
| 第4号 | 使用人数 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 別記第1号 | 使用人の一覧表 ※注4 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第6号 | 誓約書 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第7号 | 経営業務の管理責任者証明書 ※注5 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第8号(1) | 専任技術者証明書(新規・変更) | ● | ● | ● | ● | — | ● | ● | ● | ● |
| 第8号(2) | 専任技術者証明書(更新) | — | — | — | — | ● | — | ● | ● | ● |
| — | 資格要件を証する書類(免許等コピー) | 該当の場合のみ。免許等は、A4版に拡大・縮小コピーして添付(原本持参) | | | | | | | | |
| 第9号 | 実務経験証明書(指定学科卒業の場合は卒業証明書又は卒業証書(写)を含む) ※注6 | 特定で該当する場合のみ必要 | | | | | | | | |
| 第10号 | 指導監督的実務経験証明書 ※注6 | 法人:本店以外に支店・営業所等がある場合のみ必要 個人:本店以外に支店・営業所等がある場合及び経営業務の管理者が支配人である場合のみ必要 | | | | | | | | |
| 第11号 | 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 | 法人:本店以外に支店・営業所等がある場合のみ必要 個人:本店以外に支店・営業所等がある場合及び経営業務の管理者が支配人である場合のみ必要 | | | | | | | | |
| 第11号の2 | 国家資格者等・監理技術者一覧表 | ● | ● | × | × | × | × | × | × | × |
| 第12号 | 許可申請者の略歴書 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第13号 | 建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書 | 第11号様式の場合と同様 | | | | | | | | |
| 第14号 | 株主(出資者)調書 | ● | ● | × | × | ※注7 | × | ※注7 | | |
| 第15~19号 | 財務諸表 | ● | ● | × | × | × | × | × | × | × |
| 第20号 | 営業の沿革 | ● | ● | × | × | ● | × | ● | ● | ● |
| 第20号の2 | 所属建設業者団体 | ● | ● | × | × | ※注7 | × | ※注7 | | |
| 第20号の3 | 健康保険等の加入状況 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第20号の4 | 主要取引金融機関名 | ● | ● | × | × | ※注7 | × | ※注7 | | |
| — | 定款 ※注1 | ● | ● | × | × | × | × | ● | ● | ● |
| — | 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、支配人登記簿謄本 | ● | ● | × | × | ● | × | ● | ● | ● |
| — | 納税証明書(個人事業税又は法人事業税 ※県税) | ● | ● | × | × | × | × | × | × | × |
| — | 営業所の要件についての確認書類 ※注8 | ● | ● | — | — | — | — | — | — | — |
| — | 法務局が発行する成年被後見人、被保佐人の「登記されていないことの証明書」(個人:事業主及び支配人、法人:役員全員及び令第3条の使用人) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| — | 本籍地の市町村が発行する「身分(身元)証明書」(個人:事業主及び支配人、法人:役員全員及び令第3条の使用人) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| — | 裏表紙 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

※×は、省略可

※注1: 個人申請の場合には不要

※注2: 本店が熊本県内の大臣許可→本店が熊本県内の知事許可の場合は省略可

※注3: 更新する業種については省略可

※注4: 経営事項審査の添付書類「使用人の一覧表」を添付しても可(本様式に「別紙のとおり」と記載し免許資格を追記する。)

※注5: 新規以外の申請で、既に証明されている者について、申請者と異なる証明者による過去の期間の証明の場合、前回の証明書の写しで可

※注6: 更新等の申請で、既に証明されている者については、前回の証明書の写しで可

※注7: 省略可だが、前回の申請又は変更届以降、変更があれば省略不可

※注8: 営業所の建物の権利・利用を証明するもの(自己所有の場合は建物登記簿謄本等、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し(原本持参))、営業所の写真(外観、入口、内部)、営業所の付近図

健康保険等の加入状況

| 営業所の名称 | 従業員数 | 保険加入の有無 | | | 事業所整理記号等 | |
|--------|-----------|---------|--------|------|----------|--|
| | | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | 人 (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| 合計 | 人 (人) | | | | | |

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。